

広島県病院事業管理規程第八号

広島県病院事業職員給与規程及び広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程及び広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類) 第六条 (略) 一一九 (略) 十 ドクターヘリ業務従事職員の特殊勤務手当 第十三条の三 (略) 一 (ドクターヘリ業務従事職員の特殊勤務手当 第十三条の四 ドクターヘリ業務従事職員の特殊勤務手当は、県立病院に勤務する医師並びに看護師及び准看護師がヘリコプターに搭乗し、管理者が定める救急医療業務又は看護業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、勤務一回につき千九百円とする。</p> <p>(特殊勤務手当実績簿) 第十四条 (略) 2 前項の特殊勤務に係る実績簿のうち、夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当については別記様式第一号に、精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当については別記様式第二号に、救急医療業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第三号に、分べん業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第四号に、診療応援業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第五号に、ドクターヘリ業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第六号によるものとし、それ以外の特殊勤務手当については、職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の規定の適用を受ける者の例に</p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第六条 (略) 一一九 (略) 第十三条の三 (略)</p> <p>(特殊勤務手当実績簿) 第十四条 (略) 2 前項の特殊勤務に係る実績簿のうち、夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当については別記様式第一号に、精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当については別記様式第二号に、救急医療業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第三号に、分べん業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第四号に、診療応援業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第五号によるものとし、それ以外の特殊勤務手当については、職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の規定の適用を受ける者の例による。</p>

よる。

(指定職員の期末手当等)

第二十条 (略)

2 前条の規定により指定職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の百」とあるのは「百分の百二・五」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 勤務成績が優秀な職員 百分の百二・五
- 二 勤務成績が良好な職員 百分の九十六・五
- 三 勤務成績が良好でない職員 百分の八十八以下

(指定職員の期末手当等)

第二十条 (略)

2 前条の規定により指定職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の九十五」とあるのは「百分の百」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 勤務成績が優秀な職員 百分の百
- 二 勤務成績が良好な職員 百分の九十五
- 三 勤務成績が良好でない職員 百分の九十五未満

別表第六及び別表第十を次のように改める。

別表第六 (第二十一条の二関係)

イ 医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額 円
1	253,700
2	256,200
3	258,700
4	261,200
5	263,400
6	267,200
7	271,000
8	274,800
9	278,400
10	282,400
11	286,400
12	290,400
その他	393,400

備考 この表は、職務の区分が医療職である臨床研修医その他の短時間勤務会計年度任用職員で管理者が定めるものに適用する。

ロ 専門医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額 円
1	338,500
2	341,500
3	344,300
4	347,200

5	349,900
6	352,900
7	356,000
8	358,800
9	361,200
10	363,800
11	366,500
12	369,300
13	372,200
14	375,700
15	378,700
16	382,300
17	385,700
18	388,400
19	390,900
20	393,500
21	396,200
22	398,400
23	400,300
24	401,900
25	403,900
26	406,200
27	408,400
28	410,700
29	413,000
30	415,100
31	417,100
32	419,200
33	421,100
その他	571,700

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である医師及び歯科医師その他の短時間勤務会計年度任用職員で管理者が定めるものに適用する。

別表第十（第二十一条の二関係）

職務	基礎日額	上限日額
事務職	七五〇〇円	一〇九〇〇円
医療職	七五〇〇円	一四七五〇〇円
専門事務職	一〇七五〇円	一五七〇〇円
専門医療職	一〇七五〇円	一〇五〇〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると管理者が認めた短時間勤務会計年度任

用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万三千九百円と、医療

職については一万九千六百五十円と、専門事務職については一万七千五百円と、

専門医療職については二万八千六百円とする。

別記様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第6号（第14条関係）

ドクターヘリ業務従事実績簿

年 月分		所属	職名	氏名
確認欄	日	業 務 の 内 容	搬 送 先 医 療 機 関	備 考
		(中 略)		
計				

注 1回のドクターヘリ業務ごとに記入すること。

(広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程(令和元年広島県病院事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)</p> <p>5 第二条改正後給与規程第二十一条の二第七項に規定する別表第十の適用については、当分の間、同表事務職の項中「七、五〇〇円」とあるのは「七、六〇〇円」と、「一一、九〇〇円」とあるのは「一二、〇五〇円」と、同表医療職の項中「七、七五〇円」とあるのは「七、八五〇円」と、「一四、五〇〇円」とあるのは「一四、七〇〇円」と、同表専門事務職の項中「一、七五〇円」とあるのは「一、九〇〇円」と、「一五、七〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一、三五〇円」とあるのは「一、五〇〇円」と、「二一、〇五〇円」とあるのは「二一、三五〇円」と、同表備考中「一万三千九百円」とあるのは「一万四千百円」と、「一万九千六百五十円」とあるのは「一万九千九百五十円」と、「一万七千五百円」とあるのは「一万七千七百五十円」と、「二万八千六百円」とあるのは「二万八千九百五十円」とする。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)</p> <p>5 第二条改正後給与規程第二十一条の二第七項に規定する別表第十の適用については、当分の間、同表事務職の項中「七、三〇〇円」とあるのは「七、四〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一一、九五〇円」と、同表医療職の項中「七、五五〇円」とあるのは「七、六五〇円」と、「一四、三五〇円」とあるのは「一四、五〇〇円」と、同表専門事務職の項中「一、六〇〇円」とあるのは「一、七五〇円」と、「一五、七〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一、二〇〇円」とあるのは「一、三五〇円」と、「二一、〇五〇円」とあるのは「二一、三五〇円」と、同表備考中「一万三千九百円」とあるのは「一万四千百円」と、「一万九千六百五十円」とあるのは「一万九千九百五十円」と、「一万七千五百円」とあるのは「一万七千七百五十円」と、「二万八千六百円」とあるのは「二万八千九百五十円」とする。</p> <p>6・7 (略)</p>

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県病院事業職員給与規程(以下「給与規程」という。)第六条、第十三条の四及び第十四条の改正規定 令和五年一月一日

二 第一条中給与規程別表第六及び別表第十の改正規定並びに第二条の規定 令和五年四月一日

2 第一条の規定(給与規程第二十条の改正規定に限る。)による改正後の給与規程(以下「改正後給与規程」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後給与規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。